

逆に見たことないという方もいらっしゃると思いますが。

○倉田座長 回してください。

(美容学校の教科書配付)

○堀江課長 それは1冊だけ見ればいいようになっているのですか。

○大澤氏 教科が違うので、関連するようなどころには付せんを、保健の教科書にはつけてまいりました。目の周り、特化した部分についてはそういう付せんをつけてまいりましたけれども、そのようなことを2年間トータルでそれぞれ、美容師になるための勉強として学んでおります。ただ、それだけでは決してまつ毛エクステンションに関する知識としては不十分であるのも事実です。

そこで、美容の技術の教科書にも載ってはおりますけれども、本校では独自に、日本眉目美容協会というところに加盟して、その教科書というのも今日お持ちさせていただきました。教科書では補足できない部分をこの教科書で補足して授業を進めています。この日本眉目美容協会というところは、今それぞれがお話しさせていただいた、美容師でなければいけないという見解が発表されたにもかかわらず、美容師でない方もやっていると。また、先般言われているとおりに、美容師でなければと言われながらも、では本当に美容師が安全なのかというと、実際にそこまでの勉強をされてないというようなことをクリアしようと、育成しましょうということで立ち上げられた協会です。

この教科書を使いまして、本校では、この「まつ毛エクステ授業カリキュラム計画表」というもとに授業の展開をしております。特に回数として6回目までにつきましては、理論、病気、あるいは衛生、それから事故対策というようなことに特化した理論展開を進めております。

ただし、この教科書の中にまつ毛エクステンションに関する事故やけがなどの症例とか対策というものは記載されておりませんが、6回目の授業に、「カウンセリングの実際」ということで、実際の施術に対するトラブルの事例と対処とかいうものを、まつ毛エクステを行うに当たっての注意点や起こり得る可能性のある疾病、あるいはそれに対する説明を、消費者庁のホームページでアップされているものを使いまして学生たちには伝えております。

また、本校で行っている授業は、あくまでも学生という対象ですので、まだ美容師の資格をとっておりませんので、アイモデルということは行っておりません。ただでさえ事故が多いということから、安心・安全をうたっている業界であれば、学生のうちには、モデルウィッグ、今日持ってこようと思って忘れてしまったのですけれども、顔半分だけで、まつ毛と眉毛しかないので気持ち悪いのですが、そのようなものを使ってのトレーニングということに時間を割いています。ですので、卒業してから、美容師の資格をとってから人間の施術に当たられるというふうにしております。なので、この教科書も今から回しますので、どうぞごらんになっていただきたいと思います。

(日本眉目美容協会の教科書配付)

○倉田座長 これは、今ぱっと見ましたけれども、皮膚は結構長いのですが、目は3ページしかないですね。

○大澤氏 そうですね。教科書だけではやはり不十分です。一応参考資料ということでお持ちさせていただきました。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

何か御質問、あるいは御意見ありますか。

○福下臨時構成員 眼科医にというか、医学、医療、医者立場から言いますと、まつ毛エクステというのは、ちょっと厳しい言い方をしますと、必要なものかという、日常生活においては必要なものではないと。ただ、きれいになりたいとか、自分でという意味では、差しさわりのない範囲でいろいろとお化粧する範囲の一つとして考えればいいのですけれども、ただ、まつ毛エクステに関して言えば、それは非常に難しいものだと思うのですね。ですから、まつ毛エクステをするということは危険なものであるというのが大前提に私はあると思うのです。それが欠けたような事業展開をしていっては絶対にいけないと思っています。

ですから、いろいろなカリキュラムをつくられたり、講師の先生やいろいろ呼んでやっていこうという動きなり、また実際に内部認定でやっているところがあるのですが、その辺のところはどのようになっているのか。恐らく、眼科医というか医者が関与していない状況で進まれているので、その辺は見落とされているか気がつかないかではないかなと思っていますのですけれども、教科書をつくる上でその辺りはどのように考えて、また進められているのでしょうか。

○大澤氏 こちらの協会の教科書なので、本校でつくっているものではないですけれども、こちらの協会では、国際抗老化再生医療学会というところと提携、協力関係を結ばせていただいております。

○福下臨時構成員 私、ちょっと初めて聞いたのですが、それはどういった。

○大澤氏 アンチエイジングを進めているところですね。というところと協力関係を結んでおります。

○渡辺構成員 抗老化と称する学会がいっぱいあり、ピンキリで中には怪しいものもあります。

○大澤氏 そうですね。ただ、お医者さんの資格を持たれている方のあれですから、無資格でやられている方ではないですので、そういう方との協力関係ということからつくらせていただいております。美容師の資格としてのという、法令遵守を守るという意味で作成しております。

○三浦臨時構成員 教科書であれば、著者が誰で、監修者が誰でとかいうのがきちんと記載されてあるべきではないかと思うのですけれども、実はこの理論編とかにはなくて、監修は全部この委員会ですという形になっているのですけれども、これは、どんな先生と

か、そういうのは委員会に入っている方がやっていますよということですか。

○大澤氏 そうですね。

○三浦臨時構成員 私は技術的なことは余りわかりませんが、お客様Q&Aのところを、今、自分の立場に立って見てみたのですけれども、ちょっとアンサーが浅い、失礼ですけれども、と思いました。直観的に。これでは、私が質問したいことに全然答えてくれてないというか、足りてないです。正直言って。まだ始まったばかりだからかもしれませんけれども、今、先生がおっしゃったとおり、本当にしてもしなくてもいいことなのですよ。ただ、し始めたら、ずうっとしてないと何となくなあみたいな感じに、自分の顔が見られないみたいな感じにどんどんなってきたら、どうなのだろうというのは私も今思いながら、今度はお休みしようとか思っているのですけれども、そういう部分もあるかなあと思いつつこれを見ましたけれども、特に学生が疑問を持つようなところに関してはもうちょっと深く答えてあげるページがあった方が何となくいいような気がしました。ちょっと失礼かとも思いますが。

○大澤氏 三浦先生がおっしゃるのはもったいなことだと思いますけれども、今までは逆にこういうのがなかったので、その第一歩としては、確かに足りないのは、正直、あると思います。ですので、それは改善していかなければいけない点だとは思いますが、今まで何もなかったことでしたので、それを踏まえて、一般消費者、あるいは学生たちがきちっと理解できるようなものに、作成を繰り返して修正していきたいと思っております。

○倉田座長 ありがとうございます。

それでは、渡辺先生。

○渡辺構成員 今言っているように、本の中身ですね。僕もまだ見てないからわかりませんが、この間、美容師さんの本みたいなのを見たことあるのですけれども、結局、インターネットからの寄せ集めなのですね。インターネットの中には、データが正しいのものもあるし、いいかげんなものもありますから、それをただ寄せ集めただけで、それを教科書だと言うのは、問題だと思います。第三者がその教科書を検定するなどをやらないと、それが本当に教科書でいいのかどうかは非常に難しいと思います。少なくともその教科書を書いた人の責任の所在をはっきりするようなシステムにしておかないと、本としての体裁をなさないと思いますね。

○倉田座長 言われたことを総合すれば、書いた人は誰にしても、きちっと責任を持つ人、著者をはっきりしておくこと。その中に、今、技術的な部分もそうですが、目の方とか、皮膚科の方とか、大事なことがいろいろ抜け落ちないような、安全面をどうするかということもきちんと書き込んでおくことが大事かなと思うのですが、是非そういう方向で努力されて、消費者の方も非常に強烈的な意見をおっしゃっていましたから、そういうのも是非、これなら回答満足できるのかということも参考にされたらと思うのですが。

○堀江課長 ありがとうございます。大分具体的にお聞きできたという意味では理解は進んだのではないかと。それで、1つだけ。大澤さんは先生でやっておみえになるのか、

そのお立場だけちょっとみんなで共有しておいてと思います。

○大澤氏 私は美容師ではありません。私は理容師ですので、私が技術をするということはありませんけれども、本校の美容科の先生たちが勉強して、技術及び指導に当たっていると。一応教務部長という肩書きをもらっていますので、その立場で今日は参加させていただいております。

○倉田座長 ありがとうございます。ほかに何か質問。

○金内氏 私どもの美容組合には美容賠償保険制度というのがございまして、消費者に何かあってはいけないこととありますけれども、万が一あった場合には、人的、物的な賠償保険制度を設けておりますので、その辺も、これからの消費者に対してやっていく場合、非常に大事な項目であろうと思っております。

○倉田座長 ありがとうございます。ほかに何か。

よろしいですか。

それでは、事務局の方から資料7の説明をお願いします。

○鶏内課長補佐 これまでこの検討会におきましてまつ毛エクステンションに関しましては、まつ毛エクステンションの団体の方々や、また施術を行われているの方々、あるいはまた美容師学校の方々などからヒアリングを行ってまいりましたけれども、こういった検討会で出ました意見を踏まえまして、資料7ということで、現時点におきます論点をとりまとめてございますので、ちょっと御確認いただけますでしょうか。

参考資料2の方には「これまでの検討会における主な発言概要」ということで、幾つか書き出させていただいております。

まず1つ目が、「まつ毛エクステンションに係る論点」ということでは、消費者の方に対する安全性が第一であるということから、消費者に対する適切な情報提供ということでの論点をまとめさせていただいております。参考資料2と並行して御確認いただけたらと思っておりますけれども、参考資料2の中では、まず、情報提供ということでは、施術前のカウンセリングということや、あるいはパッチテストの実施の必要性が検討会の中で挙げられておりました。また、施術を受けるということに当たってのリスクの提供の必要性、また、健康被害自体、この検討会の中でも全国的にどれぐらい病院にかかっておられる方があるのかといったような御意見がございました。

そういったところを踏まえまして、資料7の1番では、施術によるリスク等といった、まず一般的な情報と、また、美容所登録ですとか美容師資格取得など記載されているところで、フリーペーパーなどを通じた潜在的なサービス購入者への情報提供ということ、また、いわゆるサロンにおける情報提供ということでは、施術者の資格についての明示、あるいは顧客の体調等の確認（カウンセリング、パッチテスト等）、健康被害及びそれに対する対応ということの情報提供ですとか、また事故情報についての情報提供ということが挙げられます。

次に、危害情報の収集や苦情処理体制の整備ということでも1つ検討会の中でも挙げら

れておりましたけれども、危害に対する消費者への対応と、またその後の状況の確認、また、施術者やサロン間でのそういった事故情報に関する情報の周知を行っていくところの必要性が挙げられました。

次に、参考資料の2の方で、美容師資格ということで幾つか主な意見ということで取り上げてございますけれども、この意見の中では、現行美容師法の適用される業務範囲を見直してもらいたいということや、美容師だからといって安全である、あるいは無免許だから安全性が低いということではないのではないかということ。

また、次、参考資料、2ページ目にいきますけれども、まつ毛エクステーションは美容師学校で学んでいることだけでは足りないのではないかということや、美容師の国家試験に合格しただけではまつ毛エクステーションの施術をすべきではない、更に、それ以上の養成の課程が必要ではないかといった御意見がございました。

また、養成施設という観点からの検討会での御発言の中では、美容師学校でカリキュラムとしてきっちり位置づけてやっていくことが必要ではないかということ、また美容師学校での教育にまつ毛にかかわる、特に目の周りの衛生面や医学的な問題をカリキュラムとしていくことの必要性、また、3ページの方にいきますけれども、多くの団体が消費者の安全性を担保するというところで、安全衛生や技術に関するマニュアル、また講習会などを実施しているというような現状の確認もございました。

そういったことを踏まえまして、資料7の2番の部分で、「安全な施術のあり方について」ということで論点をまとめさせていただいております。まず、美容師免許義務づけている現状の規制という中では、美容師免許を有することによる安全性確保との関連性ということ、また、美容師免許を持っている場合であっても、まつ毛エクステーションのための教育時間が極めて限られているということから、そのまま施術を行えるものではないということ。また、美容師免許を伴わない施術者が現在多くいるところでもございますけれども、美容師免許を伴わない施術者の資格の是非について、また美容師免許の取得のため通学中の方もいるところでもございまして、こういった方々の措置の是非についてということが挙げられます。

次に、「ヒアリングを通じて把握されたまつ毛エクステーションに係る専門的な教育カリキュラム」というところでは、美容師免許を有する施術者に対する養成課程のあり方、また、美容師免許を有しない方々に対する養成課程のあり方ということもございます。また、カリキュラムが明確な専門学校ということ、また、サロンでのいわゆる「スクリーニング」というようなことも検討会の中では発言ございましたので、こういったところを論点ということで取り上げてございます。

次に、カリキュラムでの目的ということでは、まず、美しく施術するというところ、また、安全性を確保するための技術と知識が取り上げられる部分であるかということでも挙げております。

次に、「サロンや施術者の技術の差によるまつ毛エクステーションのサービスの違い」と

ということで、本日、三浦臨時構成員からも挙げられましたけれども、サービスの質に差はあるかということと、サービスの質の差についてどう把握していくのかということが挙げられます。

次に、衛生管理というところがございますけれども、こちらも、参考資料2の3ページ、【衛生管理】で御発言を幾つか挙げさせていただいております。まず、衛生管理が非常に重要であるということから、もう少し医学的な面や衛生学的な面について前向きに取り組む必要があるというところ。また、消毒に関する観念は非常に重要であるということから、そういったところにも時間をかける教育が必要であるということがございました。

そういうことで、資料7の「施術所の衛生管理」ということでは、今、実際ございます美容所としての衛生管理ということと、まつ毛エクステンションに固有の衛生管理の必要性、また、器具の消毒に関しましても、まつ毛美容所等のパーマやカットと、ほかにもまつ毛エクステンションに特化した固有の器具もございますので、そういったところの消毒というところを挙げさせていただいております。

次に、接着剤ということでは、接着剤に関する法的な規制が、今現在日本ではないということで、安全性等の何かしらの指針や業界に対してのガイドラインの必要性といったところが検討会の中でも御発言でございました。今現在、日本では、化学物質ということでは、例えば薬事法ですとか有害物質を含有する家庭用品を規制する法律というものがございますけれども、まつ毛エクステンションの接着剤といったところではこの規制に現在かからないというところでもございますので、そういったところも1つ論点として挙げさせていただきます。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、あるいは質問ありましたらどうぞ。

○大井田構成員 先ほどの眼科医の福下先生と同じことですけれども、要するに、どう二階建ての安全規制をつくるかということではないか。昔はこういう検討会に参加して、言って帰ればよかったのですけれども、今は責任を問われる時代だから、やはり国民の健康を保持するためにはそれなりのことを言わなければいけない時代ではないかと思うのですね。そうすると、こういう会を開いた以上は、どう国民の安全を守るかをやはりやらなければいかん。4番目に、規制をどうするかということは、できるできないはあるのですよ。今、国会が混乱しているときどこまでできるかわからないのですけれども、開いた以上は、これは是非考えていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○金内氏 今の御意見はもっともだと思っております。そのためには、やはり最低限、美容師という資格、国家試験の保持者というものがまず大前提に必要なということですね。それから2番目には、それについて、おっしゃるように、美容師だったら誰でもできるかということできない仕事です。ですから、これに対するしっかりした認定制度を構築してい

く。こういうことの重要性が非常に問われるだろうと。この上で、お客様にそのサービスを提供できるのではないかと考えております。

○倉田座長 その点については全く賛成ですが、先ほど福下先生も触れましたように、私の意見、個人的な意見です。座長としての意見ではございません。要するにやらなくていいことをやるのだと。美容というのは、非常に先天的に何かあるとか、あるいはけがしてどうかというその治療のためにやることでないわけですね。ですから、そういうことを受ける側にもする側にも相当な自己責任というのがあるのではないかと。

米国では、物食べるのは全部自己責任。米国の厚生省は何の責任も負っておりません。こういうことがあったという。ですから、どのぐらい違っているか。日本では2万件ぐらいいしか、食品から来るトラブルないのですね。向こうは7,600万件。あそこは3億ですから、4人に1人以上が年間1回はトラブルしていると。食品からですね。というのは、食品の検査、していません。要するに食べるのは自己責任であると。ただし、こういうことをやったらこうなりました、牛を生で食べたら0157、ですから、生食べるのはあなたの責任ということになるわけですね。

そういう自己責任的な部分があるのではないかなと。これは治療ではないのですね。というような意見は、私はそう思っているところがあるのですが、そういう意味では、福下先生、余計なことをやっている、余計なことと言うと怒られてしまう、女性の美ですから、それ以上触れると、私、殺されますから言いませんけれども、そこまで踏み込むつもりは全くないのですが、そういう考え方もあるよということですね。ですから、自己責任の範囲は治療ではないと。もっと重要なことが、本人にも、施術者、施術を受ける人、それから施術する人にとっても、そういうリスクは自分でしょわなければいけないという面が出てくるのではないかと思うのですね。そういう意味では、認定制度というのは、更に美容師の上にそういうことがあれば、その人たちの自己責任的な発想というか、責任感もあるだろうし、それに対するルールもきつとなければいけないことではないかなと思うのですね。

それは私的な意見として言っておきますけれども、あと、これについてどのようにまとめていくかにつきましては、課長、どのような方向で。

○堀江課長 ずっとヒアリングをやってきて、ヒアリングをしっぱなしではいけないだろうということから、今回、論点をまとめさせていただきました。

繰り返しになりますけれども、まつ毛エクステンションを実施している団体の皆さんのところからの医学のアドバイザーのような人に出席いただくとヒアリングの内容は一通りは終わるのかなと思っていました、是非それが入ってこないと先に進みにくいと思っています。

そうした上で、今日の私のねらいは、そういう人と、それから美容の側でカリキュラムをつくっている金内委員のところの話、それから、実際に学生さんに教えているところをより具体的に説明したいというところで、最後はこの論点にまとめながら整理しようかと

思ったのですけれども、1名のところはできませんでしたので、できれば私どもの方で、今日までの議論をもう少し整理して、次回は、今日これで結論が決まったようにしてしまおうと大変フェアでないと思っております、というのは、これを決めるところまで今日のテーマに入れてないということ、それから、今日はまつ毛エクステーションをやっている方たちの団体の方にはスピーカーに入っていていただいておりますので、そういう人たちにきちんと議論に加わっていただいて結論に持っていくというふうにしないとこれは余りにあれなものですから、私は、急速に今、今日の話について言うと、この辺でブレーキをかけようかなと思っております。

○倉田座長 結構です。私はそれは、今日ここで決めると言うつもりもないし、私の責任で決める範囲のことでは全くありませんので、何が問題かということをはっきりしていくのがこの委員会の責任ですから。あと、今、課長が言われた、今日御出席になってない方たちの意見も、これはちょっと言いにくいことですが、同じ土俵で意見を交換するか、あるいは別々にするかというのは非常に微妙なところですが、課長、そこはそちらで判断してください。

それで、みんなの意見を同じ場所で聞くということは非常に結構なことで、更に、公開というのはちょっと難しいかもしれませんが、いろいろな意見をお聞きするのは大事なことだと思います。今度、制度化の問題については、踏み込んだ意見が出てきましたので、それまで踏まえて論点を整理してもらって、いろいろな方々の御意見も入れつつ、かつ、どうしたらいいかという点に方向をつけていただければと思います。課長、よろしいですか。

○堀江課長 はい。

○倉田座長 それで、特別なことがなければ、この会議はもう一つありますので締めたいと思いますが、よろしいですか。

○金内氏 1つだけ。

○倉田座長 どうぞ。

○金内氏 この次また私がここに参加できるかどうかちょっとわかりませんので、1つだけ申し上げたいことがございます。それは、次回は美容師さんでない人たちの御意見が出るということなので、このときの私どもの最大の申し上げたいことは、美容師法の範疇の中で、昭和40年だったでしょうか、美容のいわゆる定義の中で、美容とは、パーマ、ウェーブ、結髪、化粧等の法によりて容姿を美しくすることを言う。この法律が、一体この容姿とはどこを言うのかということについて、厚生省の方の御見解によれば、これは首から上だろうと言われておられたわけですね。要するに、通称、首から上の法律は美容師法だと俗に言われているわけですが、もし美容師でない人たちの手によってこのまつ毛エクステが行われるようなことがあるとすれば、これはまさしく根本的なこの美容師法の定義が崩れてしまうということで、私どもは非常にそれを恐れております。それは何としても、これがなし崩しになってどんどん美容のメニューが失われていってしまう

ことがあってはならないと思っておりますので、その辺よろしく御配慮いただきたいと思
います。

○倉田座長 課長、どうぞ。

○堀江課長 事務局としてちょっと申し上げますけれども、今日は、金内聴取人の方は、
ある意味、美容組合の方で行っているカリキュラムについての説明をしていただくために
来ていただいているのだと考えてございまして、美容の業権の話は、私が申し上げるのも
失礼ですが、ちょっと違う。もう少しまつ毛エクステーションの安全性ということに特化
していただいたらと思いますし、それから、美容師の免許をお持ちの方は、枝折さんもし
らっしゃいますので、そうしたことで、ちょっと議事進行の関係になりますが、かつ、本
日はたまたま施術を実施されている団体の方もいらっしゃいませんので、そこで一方的な
話になるのは余りよろしくないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○倉田座長 それでは、今日のまつ毛エクステにつきましてはこれで終了にしたいと思
います。御協力ありがとうございました。

(まつ毛エクステーション関係者退席)

○齊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。本日は、意見聴取といたしま
して、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会事業部長の中村孝之様に御出席をいただ
いております。

では、座長、お願いいたします。

○倉田座長 事務局の方から説明をお願いします。

○奥野課長補佐 資料番号8でございます。資料番号8につきましては、3枚あるの
ですが、1枚目、2枚目は前回と同じでございますので、ごく簡単に説明させていただ
きたいと思っております。

建築物衛生法における登録制度の中で、清掃ですとかねずみ等の防除、こういったもの
の事業の登録を都道府県知事に対して都道府県知事から受けることとされております。こ
れは登録を受けなくても事業を営むことは可能ということで、何のためにあるかと申しま
すと、登録業者は登録の表示を行うことができるというのもございますし、あるいは、こ
の中に人的基準というのがございまして、定期的に研修を受けることによって登録業者の
能力向上を目指していただこうとするものでございます。この人的基準の中に、「従事者は、
研修を修了したものであること」ということが含まれております。

2枚目に移りたいと思います。2枚目は、総務省からの勧告で、指摘の内容、非常に長
くあるわけでございますが、まとめて申しますと、この従事者研修について、実施頻度
ですとか、そのあり方について検討が必要ということになっております。この実施頻度
ですとかあり方ですが、下の方でございますように、期間につきましては、平成14年3月26日
付の通知で出ております。原則として1年に1回以上ということが記載されております。
また、その内容につきましては、建築物衛生法の施行規則の中で、機械器具ですとか資材
の使用法、あるいは安全衛生に関するものが挙げられております。

3枚目に移ります。論点1の方でございますが、この論点1については前回と変えておりません。パートタイマーの方が多いのですとか、あるいは労働災害の発生率が他の業種と比較して高い傾向にあるといったことから、この従事者研修の必要性についてはあるというふうに前回の議論ではまとめられたのかなと思っております。

論点2でございますけれども、ここはごく一部変更しております。有効期間の下に矢印がございまして、これも前回の議論を踏まえた上ででございますが、「従事者研修の効果を確認した上で検討することとしてはどうか」。今、1年に1回とされてあるのですが、これが効果的ということであればそのままでもいいかもしれませんし、効果的でないという場合には、頻度をもう少し延ばしてもいいのかというところでございます。

また、具体的な研修内容でございますが、こちらも2行追加させていただいております。「新規受講者と既に一度受講した者への研修内容を分ける等、受講者の技能に対応することとしてはどうか」。こういったものを加えさせていただいております。これも、基本的なことについてはベテランの方もそうでない方も同じというところはあるかと思いますが、中にはもう少し高度なものを受けたいというようなベテランの方もいらっしゃるかと思いますので、こういったところに対応してはどうかとするものでございます。

資料8の説明としては以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

何か質問ございますか。あるいは御意見。

それでは、大変不手際で時間がたってしまって申し訳ないのですが、中村さんの方から資料9をお願いします。

○中村氏 それでは、資料9に基づきまして、本日御説明に上がりました趣旨内容について御説明させていただきたいと思っております。

前回検討会におきましては、私どもの従事者研修の実態というところで御報告させていただきまして、特に私どもの登録団体が実施する研修というのがあくまでも社内研修を補完する意味合いの強い研修であるというところの御報告をさせていただいたわけでございますけれども、本日、資料9の方では、私ども、ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変遷ということで、特に清掃作業等々に関係するさまざまな環境の変遷を通して、従事者研修が、やはり定期的、1年に1回の開催が必要だというところの資料として御用意させていただきました。

若干かいつまんだ御報告になるかもしれないのですけれども、平成9年から平成24年まで、それぞれの関係する事故を表にまとめております。例えば平成9年から平成10年、この当時、清掃に関して、ビルの廃棄物、特にリサイクル、リユース、リデュースという、廃棄物の問題というのが非常に大きな問題になってございまして、この辺のところ、適切な処理をするためには、ビルから廃棄物を出すという段階で適切な分別をしなければいけないということで、そういった情報を集めながら、会員企業、あるいは清掃会社さんに、適切な作業を行うための情報提供をさせていただいたと。

また、平成11年以降、例えば化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法、この辺が公布されておりますけれども、この当時、私どもの清掃という現場の中で問題になりましたのが、特にワックス等々に含まれる物質の中に若干そういった化学物質過敏症の原因物質になる物質が含まれていたわけでございます。そういったものは清掃が終わった後に適切に換気をすれば何ら環境問題として人体に影響するようなことはないのですけれども、ワックスが乾く前に密閉してしまうというところでそういった過敏症の原因になるのではないだろうかというところが問題になりまして、清掃作業を終わった後の適切な作業の仕方というところを徹底していくということで、そういった部分についての防止ということで教育の中で生かしていただくような形での情報提供をしていくということでございます。

また、平成13年度になりますと、この当時、清掃の中でやっていたのは、自らがやった作業に関して自らが履行評価を行って業務改善につなげていくということがより高度な清掃業務の提供につながっていくだろうということで、そういった評価手法を開発して、それを実際の現場の中に周知していくというところで、そのような情報提供をしながら従事者研修の中で生かしていただいていたというような形でございます。

また、平成15年、2003年、この辺になりますと、今度、レジオネラ症の発生ということで、特に温浴施設におけるレジオネラ症の発生予防ということで、温浴施設や何かの清掃に関して技術書の指針等々を参考にしながら注意喚起を行って、それを従事者研修の中で実際の現場の従事者の方に生かしていただくような情報提供をさせていただいたというところでございます。

また、2005年には個人情報保護法の施行ということで、当然、ビルメンテナンスの従事者の方、それぞれビルが使われていないところに入っていきまして、それぞれのビル、機密事項に接する機会が多いわけでございますので、従事者研修を通してそういった部分の注意喚起を図ることが必要ということで、こういったガイドラインや何かの策定をしてきたと。

また、2006年、当時、ノロウイルスによる集団感染が問題になりました。原因といたしましては、一例として挙げられたのが、清掃作業を通して使った真空掃除機から排気された空気が、ノロウイルスを空気中にまき散らして、それを吸引した方がノロに感染してといった原因も指摘されて、そういったところに対しての清掃作業上の注意点を研修の中で行っていくよう企業の方にいろんな情報提供をさせていただいたという形でございます。

また、2007年、平成19年になりますと、今度は環境の方の清掃の廃液というのが環境負荷というところで問題になりまして、そういった部分については適切な廃液処理を従事者の方に徹底するためにガイドライン等々を策定して、企業内での研修で従事者の方に周知徹底するような形での指導を行ってきたと。

裏面にいきまして、2008年以降、ノロであるとか、あるいは新型インフルエンザ、そういった部分が出てきて、新しい感染症が発生したときに、新型インフルエンザ等々の場合ですと、病院では医療行為が行われていると。その行われている医療行為の病院の環境や

なんかを守るために、実際にそのところ、清掃をやらないわけにはいかないわけですので、清掃を行うときにはどういうことを注意しなければいけないのかということで、そのような情報提供をさせていただきながら、適切な企業内研修の中で従事者の方たちに徹底していただいているという形です。

非常に雑駁な説明ではございますけれども、このように清掃というのは、ただ単にはく、ふくという行為で、非常に簡単な行為かもしれませんが、環境衛生という面から見ますとさまざまな状況の変化、あるいは新たな環境問題に対応した清掃技術というのを従事者の方に徹底していかなければいけないという意味で、従事者研修というのは登録基準の中でも非常に大きな意義のある部分でございますし、是非ともそういったところに対しての1年に1回の研修というのは非常に必要になるのではないかとこのところで、本日、資料として御用意して御説明させていただきました。

○倉田座長 ありがとうございます。何か御質問ございますか。

今言われたこと、非常に大事なことで、ビル、建物の管理からいきましたら、これ自体は、アメリカはちゃっちゃいビルはどんどん壊してしまうけれども、ヨーロッパは伝統的に、500年、600年とずうっと生き残っているビル、それが全部人が住んでいて使われている。なぜできるかという、私、ヨーロッパに長い間住んでいてそう思ったのですが、やはりビルの管理の仕方、徹底しているのですね。まずそれが1つ。

もう一つは、今の感染症問題、私、専門家ですから1つ足しますが、全くおっしゃったとおりで、SARSのときは騒いだけれども、なくなったら誰も騒がない。ああいうことは幾らでもあるわけで、SARSのときに何が問題だったかという、ノロと同じ問題が起きるのですが、取っ手、ノブですね。これは香港の2003年のメトロポールホテルの9階のフロアだけに起きたことですが、あれはすべて接触感染。それは後で初めて実験でわかったのですが、ドアの取っ手、エレベーターのボタン、全部そこから検出されているのですね。

このノロは何だといったら、今、名前言いませんけれども、東京都の大ホテル、有名な、誰でも知っているホテルの会議場、表の自動ドアはあいてしまいますから別ですが、会議室に入るところのドアは、式場はみんな手動でしょう。ああいうところは、入る方が右、出てくるときは右、反対になるわけですが、そこの取っ手からノロなんて幾らでも捕まるのですよ。遺伝子。つまり、みんな汚染状態にあるのですよ。調べてみればすぐわかります。ちゃんと専門家が全部やったのですから。厚労科研の研究班で発表されています。ですから、そういうことで、ビルのメンテナンスは、ただ建物だけでなく、こういう日ごろの小さなことにおいても、ちゃんとやっているかやってないか、事が起きたときのそういうフロアの処理をどうするか。ホテルにきちっとやるだけの人間がいれば別ですが、普通そういう知識はないですね。ホテルの人は全然。

そういうことまで含めて、インフルエンザといったって、はしかだつて何だつてそうですが、排気口、あそこではあらゆるウイルスの遺伝子が捕まります。そういう人が出入りしているところは、別に病院でなくたって。ですから、そういう問題含めて、管理までビ

ル管がやるのか、あるいはホテルがやるのか知りませんが、とにかく普通のところはそこまでやれる能力がないですね。どんなビルでも。

そういうことに関して非常に重要なことがあるけれども、何か起きたらば一っと騒ぐけれども、何もなければ知らん顔しているというのは日本の一番悪いところで、そういうところにやはり日常的にきちっとした対応をしていくという意味で、私は、このビル管理をきちっとやらなければ、これは全部研修、若い人には入社時とか、それからシニアの人には2年に1回、あるいはもっとレベルの高いことを教えるとか、これは全くそのとおりで、私はバイオセーフティの教育を10年以上やっていますけれども、これは全部そのやり方なのです。新人には全部きちっとした基本的なことを教える、それからシニアの人にはもっとレベルの高いこと、対応能力がもっとレベルの高いことを教えていく。これは非常にまともなことで、これをやらないと、何のために、では誰がやるのか。そのビルを。そういう削るのは結構ですけれども、やったら何が起きるかということを確認する必要がありますね。

ですから、そういう問題を、人の命を守るということにみんなつながるのだけれども、対応が非常に薄っぺらなのです。で、金がかかるからやめろ。研修はやめろ。では誰がやるのか。民間がやったら物すごく高くなるし、そんなことわかり切っているではないですか。民間は利益を追求するだけです。講習料はめっちゃくちゃ高いですね。例えば5万円とか4万円とか。普通こういうところでやるとそんなに高いとは私は思ってない。そういうことで、きちっとした対応をするというのは、もっとよその国の勉強をしたらいいと思うのです。なぜビルがきれいに何年も保たれているか。日本人はヨーロッパへ行くと、何百年、1000年の建物見て感激して帰ってくるけれども、なぜそれがそこに今そういう格好で、何のトラブルもなく人が住んで使っているかという問題を考えなければいかんと思うのです。

自分のことになるとみんな、金がかかり過ぎだとかばかなことばかり言い出すのですが、そういう点で、これは私の私見でなくて、経験から言ってもそうですが、何か御意見ございますかね。今、問われているのは研修の問題でしょう。研修やらないところなんて、それこそ何にも役に立たんです。では誰がやるかという話。そういう点をきちっと踏まえて考えるべきかなと思います。何か御意見ございますか。

○長見構成員 資料8の3ページ、論点2のところ、「従業者研修を必要とする場合の内容等について」の有効期間のところ、「従業者研修の効果を確認した上で検討することとしてはどうか」と。効果というのはどういうものではかるのですか。

○倉田座長 これは、ビルはどうやっているか知りませんが、例えば病院の安全管理というのは全部試験やるのです。ジュニアの人の試験、動物やる人の試験。講義の後ね。それから更にシニアの人にも全部試験、どの程度理解しているか。やっていなければわからないようなこともちゃんと試験に出す。そのときにどう対応するかとかそういうことで、試験というのは幾らでもやりようはあると思うのですよ。ビル管も同じではないかと思いま

す。違いますか。何かあったら言ってください。

○堀江課長 実はこれは前回の議論を踏まえながら、矢印の部分は今回足したわけですが、研修を頻繁にやる効果というのがあるのかなのか、もう少し具体的な説明が欲しいということが前回あったのだと思います。ということで、従事者研修の効果を確認ということの中で、今日、中村様の方から資料9に基づきながら説明をいただいたので、これでもって現行の1年というのとは適当であるか、あるいはそれをもうちょっと緩めるべきかという議論になるということでございます。だから、実質的な効果をというよりは、今どのようにこの必要性を、効果というの、言葉が悪かったのかもしれませんが、必要性を確認した上でと読んでいただいても結構です。

その上でですけれども、先走っているようではけれども、今日、中村様からの資料もあらかじめちょうだいしまして、先回の検討の経過も踏まえて、このように従事者研修の内容を変えていったらいいかという提案がございまして、もしよろしければ机上に配付させていただきたいと思っております。資料番号が入っていないものを追加資料というもので、今、提案させていただこうと考えてございます。

○倉田座長 どうぞ。

(追加資料配付)

○堀江課長 それで、担当の方から少し補足させますけれども、今ある施行規則がありまして、そこに下線を引いている部分を、その施行規則を踏まえまして通知をこのように変えてはどうかという内容で、先ほどからの中村様からの説明も考えますと、年に1回必要ですということを言った後で、その研修の内容は、最新の知見を踏まえるとともに受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましいと。これで初回か次回以降かというものの差もつける場合もあるかもしれませんと。

それからもう一つ、実は今はこれだけ書いてあって、研修の内容というのは、ある意味、実施団体の方にお任せになっているところなのですが、「なお、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たっては、別添に示すモデルカリキュラムを参考とされたい」ということを書いて、押しつけるわけではなくて、ただ、そういうカリキュラムありますけれどもというのを示すのも一つと考えています。

別添というのは、今日は実は用意してなくて、今日お越しいただいておりますビルメンテナンス協会の方の清掃についてのカリキュラムを参考までにつけておりまして、必須のコンポーネントのところだけ抜き出して通知の方でお示ししてはどうかと考えています。

それから、その1ページの一番下の2つ目の※印ですけれども、中村様からも御説明いただいたように、清掃のことについてだけ今回議論していますけれども、清掃の他、ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、配水管清掃作業及び防除作業についても従事者研修規定されていますので、清掃についてのカリキュラムの整理ができれば、同じように、それぞれについて、そのモデルカリキュラムを、これは造語ですが、つくって準備して、この検討会でまたお認めいただいたらいいのかなと考えてございます。

○倉田座長 ありがとうございます。中村さんにちょっとお聞きしますが、いろいろの事例というのは山ほど起きていると思うのですね。そういうものを研修の中に、こういう場所が、この程度のビルでこういうことが起きたというのは毎年教育されているわけですか。あるいは、ただ表で出すだけですか。具体的なこと。ボイラーが爆発したとか。いや、私、実際に起こったから言うのですが、朝早く行っていたから何事もなく済んだのですが、何が起きたのだという話に必ず、厚労省、なってきますよね。誰か管理者がいたのかと。私、目の前にいましたからいいのですけれども、要するにそういうことの事例がビルでいっぱい起きると思うのですね。それに関しては、みんなに、研修する人に、あるいはビル全部の管理やっている人に徹底される、その点の研修というのはやっているのですか。

○中村氏 研修というか、基本的には、そういったいろんな衛生問題やなんかが起こったときにまず第一にやりますのは、そういった情報を集めて、例えばホームページでありますとか、私どもの協会の機関紙であるとか、そういった印刷物を通して、事業者さんの方に情報提供。基本的には、前回御報告したように、従事者研修というのは企業内研修というのがベースになっていますので、まず各企業にそういった情報提供をさせていただいて、企業の中での従事者の方々に徹底していただくと。

で、必要に応じて、実は今日、参考になるかなと思って持ってきたのですけれども、例えばその中でも特に従事者研修用に、マニュアルであるとか、そういったテキスト的なものをつくらなければいけないということになると、こういった形で、これは一個、ノロのときの吐瀉物の処理をこのようにしなさいというマニュアル。

実は今、在宅医療廃棄物の針刺し問題というのが結構出ていまして、これは従事者の方のけがを防止するために、こういった針刺し・切創マニュアルといったものをつくって、これを今度研修用に別途各企業の方に提供していくという形での対応をさせていただいているところでございます。

○倉田座長 針刺しというのは、今時そんな話があるかと不思議なのですが、終わったら、こういう入れ物に全部入れたら、後で液を入れると固定化されてしまう、カチカチのブロックになるようなものがあるのですね。そんなのは指導されていないのですか。

○中村氏 今の私どもの業界というか、現場で問題になっているのが、いわゆる在宅の医療廃棄物で、インスリンやなんかで、それを例えばホテルであるとかいうところでやられた方がそのままホテルのごみ箱に捨てられてしまうとか、それを集める清掃の作業員の方が、知らないで、押したときに手を刺してしまうであるとか。中には、普通の工業施設や何かのごみ箱にそのまま捨ててあったり。今いろんな在宅廃棄物がそういった形で捨てられているというのが出てきておりますので、そういったところで、これはむしろ作業員の安全を確保するためのテキストという形でつくらせていただいているということです。

○倉田座長 そういうものがあるぞという前提に作業しろということになっていくわけですね。それは非常に大事なことです。何か、先ほどのお話、今の課長の言ったこと含めましてございますか。

○堀江課長 中村様に質問ですが、実は研修は大事だねと言って終わってしまうとその先進まないものですから、今回、追加資料をあえて準備させていただいて、ただ、これはそういう研修を実施していただいている中村様のようなところに相談をせずに、今日、通知案みたいなものをお示しして、即答は難しいと言われてしまうとそれまでですけれども、こんな書き方をしていた場合に、研修機関として実務に乗ると思いますか。

○中村氏 これは、実は私どもの協会が指定していただいて、各企業の研修を、やはり水準、内容を担保していかなければいけないということで、それぞれの企業が実施する研修については、こういったカリキュラムで少なくとも定期的にやる必要がありますよということでお示しするためにつくった書籍の中に掲載されているカリキュラムでございますけれども、実はそれを作成するときに、本省の方からも御指導いただいたりということづくらせていただいているものなので、この形でやっていったときには何ら問題なく、少なくとも登録機関では研修できますし、今現在、各企業の方でも少なくともこれに基づいては実施してくださいということで指導しているものでございますので。

○倉田座長 ちょっと立ち入って悪いのですが、この一個一個のところに、中に、こういう問題起きたことがある、こういう問題起きたことがあるとその事例が詳しく書いてあるような、そのようなテキストになっているのですか。原則はいいのですよ、それは勿論結構ですが。

○中村氏 これはあくまでも基本的な部分の、例えば基礎コースという部分と、それから応用コースのところ、右側の方のテキスト視聴覚教材と書かれている部分については、私どもの協会ですらテキストの中でその辺を説明した後、映像として用意させていただいているもの。ただ、最新の技術であるとか最新の関係する問題の知見というのはなかなかテキストの中には落とし込めない部分がございますので、そういった面、いろんな形で情報提供しながら、中にはこういった形でとりまとめて情報提供したりという形での対応となっていると御理解いただければと思います。

○倉田座長 DVDも結構だけれども、DVDはそれなりの時間食うから、紙で、絵がある、あるいは写真があるようなので、ぱっと見たらすぐ頭に入るようなのも大事だと思うのですね。DVDは、今はやりだけれども、時間とられるでしょう。最初から終わりまで見ていかないと何やっているかわからないところがありますが、例えば数ページに写真を入れて、あるいは絵を入れて、大きな問題はここだということを読むのは2～3分でできるのだけれども、DVD見るには10分とか15分とか20分とかかかるではないですか。だから、そういう意味では両面でいくときっと、講習にはDVDで結構だけれども、附属の資料はぱっと目で見てわかるというのが非常に大事なことです。

余計なことを言いましたけれども、何か。

○堀江課長 押しつけがましいのですが、もしも方向性がよろしいようであれば、この研修を実施していただいているビルメンテナンス協会にも少し協力いただいて、モデルカリキュラム案で考えたものを各コース別にちょっと準備させていただいて、次回のときに少

し整理してお出しすれば、具体的に見ていただきやすいかなと思いますが、いかがでしょう。

○倉田座長 大変いいと思うのですが、もう一つ、環境感染学会でいろいろのこういう建物の中の事例というのをたくさん持っているのですね。だから、そのようなものをちょっと参考にされてやったら、これは何ページにもわたってすばらしい研修内容が出てくると思うのですね。つまり、こういうことを担当する人たちが知ってなければいけないこと。これが非常に大事だと。別に環境というのは病院だけの話ではないので、そういうこともちょっと考えた方がいいかなと。レジオネラだけ挙がっていますが、レジオネラとノロだけではないのでね。ほかにもいっぱいあるから、是非そういうところもちょっと考慮されたらどうでしょうということですよ。

課長と私がしゃべってはいけないので、ほかにも何か質問、あるいは御意見あれば。半にはやめましょう。もう30分で1時間超過になってしまいます。済みませんでした。かといって途中でちょん切ってしまうと話がわからないようなことばかりだったので、大変済みません。今日は盛りだくさんですね。

それでは、先ほど課長が提案されたように、中村さんともちょっと連絡とってもらって、きちっとした、有無を言わせないような内容のものにしていただければいいのではないかと思います。そのときにアドバイスが必要ならばいろいろなところに求めたらいいと思うのですね。そういうものにすれば、研修なんか要らないよということに対するきちっとした対応になるのではないかと。私は、要らないのではなくて、もっと強化しろという発想ですから余計なことを言っていますけれども、そういう考え方があってもいいと思うのですね。

ということですよ。何かほかにも御意見。

○秋山構成員 私もそう思うのですよ。研修というのは、特に初任者の研修、これは必須項目であるし、当然、何年かたってベテランになった人も繰り返し研修をしていくということが質を上げていくことだと思うのですね。ですから、研修をなくせなんていうような発言が出ないようにしていかななくてはいいかなと思います。

○倉田座長 そういうわけで、時間にはなってきましたが、何か。

○倉田座長 それでは、これにつきましてはまたまとまったものを出していただくことでいいですか。

○堀江課長 はい、結構です。

○倉田座長 なぜ研修が必要かという答えになればいいわけですね。では、今いろいろな意見が、秋山先生も、私も言いましたけれども、そういうのを踏まえた上で、総論的にはそういうことを書き込んで、具体的にはこういうことやるぞというのを出されたらどうですかね。

ということで、ちょっと不手際もあって時間が30分おくれでございましたけれども、大変申し訳ありません。先ほどのと、いろいろ生活衛生課、少し勉強してもらって、きちつ

とした対応をしなければいけないところがあると思いますけれども、どうぞよろしくお願
いします。

それでは、今日はこれにて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。